

明治・大正期における朝鮮牛輸入（移入）・取引の展開

中 里 亜 夫

一 問題の所在

鎖国政策から開国政策への転換は、幕末から明治期にかけて諸外国との貿易が可能になり、国内の空間組織のあり方が、閉鎖的空間体系から開放的空間体系に基づく組織化への変化を意味した。そしてこの外国貿易の拡大・深化は、開港貿易港の形成とその港湾機能を高め、それらは新たな空間組織化の拠点となった⁽¹⁾。

筆者は、これまで明治・大正期における牛馬取引・流通にみる全国市場網の形成過程の研究を進めてきた⁽²⁾。これまで注目されなかった①屠場・消費地市場の形成問題と②輸入・移入朝鮮牛の取引・流通問題とを加えることにより、明治・大正期つまり近代日本の具体的な牛馬取引・流通およびその全国市場網形成過程の全体像を明らかにすることが出来ると考える。特に、後者の問題は明治二〇年代以降における、①明治農法の確立とその普及、②都市における牛肉食の普及、③牛取引・流通経路の延長による牛馬商人の増加・成長等の展開を考える上で何よりも重要なポイントとなる。

本稿では、明治・大正期における近隣東アジア諸国、主に朝鮮半島からの生牛輸入（移入）・取引の展開を、近代日本の新たな全国的取引・流通網の形成の視点から防疫体制・海港検疫の整備及び国内の伝統的耕牛取引・流通との関連で明らかにする。

本稿の課題に接近する為には、関係資料の点から、主に輸入朝鮮生牛により日本に持ち込まれた牛疫（Rinderpest⁵）の国内での流行経路及び海港検疫制の整備との関連等に触れる必要がある。

二 既往研究成果と利用資料の検討

これまで明治・大正期の牛馬の取引やその全国市場網の形成に関する研究成果についての詳細は、拙稿⁴に譲る。問題として指摘しておきたい点は、斎藤、石田、小野の見解等は、いずれも全国市場網の形成時期を明治末期から大正期にかけてとする点では見解の一致を見るが、その具体的過程は依然として明らかにされておらず、仮説の段階にとどまっていることである。

また、朝鮮生牛輸入・移入の展開過程に関する体系的研究は、これまで皆無である。朝鮮牛一般に関する研究と云ふ第二次大戦後の研究では、僅かに下元虎之輔⁵による高知県下の朝鮮牛の研究を除いて他にない。その他には数県下での畜産史等に明治期の朝鮮牛に関する若干の記述を見るだけである。しかしながら、大戦前には、守田道敏⁶のまとまった朝鮮牛研究の他にも、『牧畜雑誌』・『大日本畜牛史』や『韓国中央農会報（後に朝鮮農会報と改める）』及び『中央獣医学会雑誌』等の専門雑誌⁷には、朝鮮牛の輸入・取引や罹病朝鮮生牛による牛疫流行の伝播経路やそれに対する防疫対策等が豊富な研究報告の中に断片的であるが数多く掲載されている。特に、牛疫に関するまとまっ

たものとしては、農商務省農務局による、『牛疫調査』、『第二次牛疫調査』や第一次から第五次の『獣疫調査報告書』等がある。この他に各府県の布達集や地方新聞等においても牛疫関係の記載⁸が豊富に存在し、それらの中に朝鮮牛取引とその流通経路等に関する情報が散見される。

一方、家畜検疫については、山脇⁹により、明治から昭和初期にかけての家畜防疫政策通史についての優れた著書があり、明治期に關しての詳細な分析がある。しかしながら、地理学的關心から見ると、①検査港の位置や②輸入牛皮・生牛の流通経路と取引業者等についての論究には、見るべきものがない。その分析は、朝鮮半島が日本領土下にあつた時期で、政府の侵略政策を肯定する立場で書かれており、改めて家畜防疫政策を明治期における政府の半島・大陸侵略政策との関連から見直す必要があると考へる。山脇の研究成果について前述二点を問題として指摘したが、既往の研究では、この山脇の研究成果を越える研究は皆無であり、本稿の海港検疫制の展開についての記述については、多くの点で山脇の研究成果に依拠することになる。

三 朝鮮牛輸入（移入）・取引の概要と時期設定

統計数値の知れる明治二五年（一八九二）以降の日本への朝鮮牛の年間輸出頭数は、図1の通り、二〇年代は、一〇〇〇頭前後で推移するが、三〇年代に入り、五〇〇〇頭前後、四〇年代に入ると一万五〇〇〇頭前後と順調に伸びた。同四二年（一九〇九）より急減し、二〇〇〇頭前後となるが、四三年（一九一〇）の「日韓併合」による内地並の防疫対策や施設が整備される過程で大正三、四年（一九一四、一五）頃から再び急増し、大正七、八年（一九一八、一九）頃には下関經由の朝鮮牛だけで年間四万頭を越えるまでになる。その後も増加し、昭和一七年（一九四二）頃

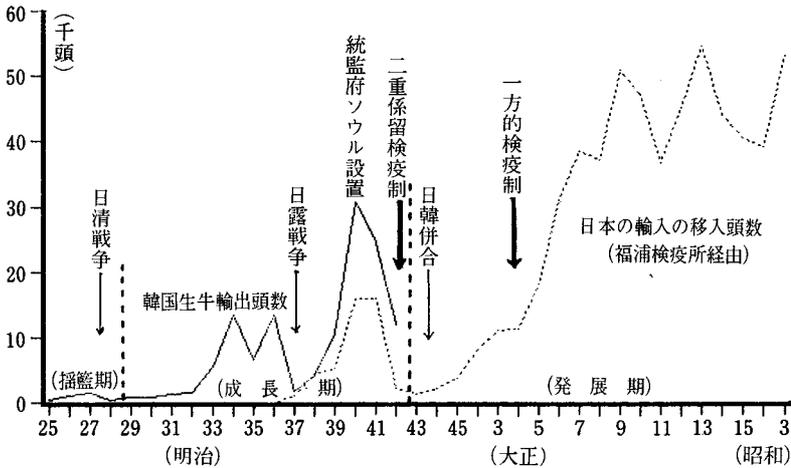


図1 韓国生牛輸出頭数と日本の輸入・移入（福浦検査所経由）の推移

資料『下関市史』その他

までは、年間五万頭前後の朝鮮牛が下関に陸揚げされた。これら朝鮮生牛は、明治期から第二次大戦までに朝鮮半島からやってきて、二度と故郷に帰ることなく一生を日本で終えた。日本の農業を支え日本人の胃袋に入った朝鮮生牛は、約一五〇万頭前後に上るものと推定する⁽¹⁰⁾。

このような明治・大正・昭和期の朝鮮牛の輸入・移入頭数の年々による増減は、一般的には、国内の牛需要の量的、質的变化として理解されるが、①牛疫の有無、②朝鮮農業の豊凶、③牛疫予防の為の法的規制等が、直接の要因であり、大正・昭和期の移入頭数は朝鮮半島の朝鮮牛生産における再生産能力の限界つまり最大限可能な移出頭数に規定されていると考える。

本稿では、この明治・大正期における朝鮮半島からの生牛輸入（移入）・取引の展開過程を、①生牛輸入・移入頭数、②畜舎検査制、③検査港の地理的位置、④取引業者・牛馬商の経済的性格、⑤取引・流通機構等の諸点から、次の3時期に分け考察した。つまり、(一) 揺籃期—明治初年から同二八年—、(二) 成長期—明治二九年から同四二年—、(三) 発展期—明治四三年以降第二次

大戦まで一の各時期である。

四 朝鮮牛輸入（移入）・取引の展開過程

(一) 播籃期——明治初年から同二八年——

問題とする朝鮮牛輸入は、維新当初は全く知れないが、主に牛皮としてかなり輸入されていたと推察される。つまり、明治四年（一八七二）六月、わが国上海在留出張官員インディロンクへの上海米國駐在領事ティ・ワイ・マクガワンからの通告分を要約¹¹⁾すれば、「シベリア海岸にリンドルベスト（一種の伝染病の名）流行起り追々蔓延日本へも伝染すべき有様である。この疫で英国では、家畜五萬頭余り死亡。そこで、第一に朝鮮或はシベリア地方からの日本諸島へ家畜を移すべからず。萬一時疫起りたる時は、伝染獣類は残らず打殺し其屍骸を焼捨てること。」とあり、政府は、直ちに同年六月七日付けで嚴原藩に対し、「伝染病予防之儀ニ付別紙之通御布告相成候條其藩従来朝鮮国ヨリ牛皮輸入之儀当分之処嚴禁可致事」太政官御沙汰を布告し、対馬嚴原經由での朝鮮牛の生皮輸入を禁止した¹²⁾。しかし僅か三ヶ月でこの布告は解除された。

問題は、何故早く畜産物輸入の禁止を解いたのか。筆者の考えでは、①明治初年よりの盛んになった朝鮮牛皮・牛骨等の輸入禁止が、特に大坂を中心とする地域の皮革産業上困ること、②あまりにもシベリア沿岸を意識した為に北海道に対する防疫体制は続けたが、西の朝鮮半島に対する防疫体制を軽視した為と推察される。そして、この早期解除が、同六年（一八七三）七、八月からの近畿地方を中心とする大牛疫流行の原因ともなる。この牛疫流行について勝島は、「六年の夏ヨリ冬ニ互リ牛疫大ニ蔓延シ四万二千三百頭ヲ斃シ其流行区域ハ京都、大阪ノ二府及神奈川、兵

表1 釜山港積み出し朝鮮生牛（明治25年）

輸出月日	仕向地	船名	頭数	死亡数	生存数
8月10日	備中玉島	和船 栄福丸	42	不詳	不詳
8月22日	対馬巖原	和船 和妙丸	8	不詳	不詳
〃 23日	対馬巖原	和船 和尾丸	19	不詳	不詳
〃 29日	豊後臼杵	和船 和若丸	26	19	7
〃 〃日	周防平尾	和船 和住丸	26	22	4
〃 30日	筑前博多	和船 和金丸	24	不詳	不詳
〃 〃日	対馬鹿見	和船 和金丸	8	不詳	不詳
〃 31日	対馬佐須奈	和船 招徳丸	11	9	2
9月14日	馬 関	和船 伊勢吉丸	29	不詳	不詳
〃 19日	対馬関見	和船 和真丸	3	不詳	不詳
〃 27日	対馬佐須奈	和船 和幸丸	4	不詳	不詳
〃 28日	鹿 馬	和船 和栄丸	11	不詳	不詳

資料、農商務省農務局『牛疫調査』48～49頁。

庫、長崎、名東、和歌山、岐阜、福岡、白川、愛媛、佐賀、新治、三重、度会、筑摩、千葉、滋賀、豊岡ノ二十県下ニ流行シ就中和歌山、千葉ノ二県ニ於テハ猖獗ヲ極メタリ……」¹³とある。これら流行地間において朝鮮牛を含む生牛取引・流通が少なからず行われていたものと推察される。

明治初年のこれら朝鮮牛皮や生牛輸入の詳細については、資料的に明らかにすることができないが、明治九年（一八七六）に江華島条約締結により釜山港、同一三年（一八八〇）には元山、同一六年（一八八三）仁川開港により朝鮮生牛の輸入が、小型帆船で漸次行われ始めたものと推察される。つまり、これを裏付けるように朝鮮半島に最も近い長崎県下の明治二六年（一八九三）調べの「種牛馬台帳¹⁴」によれば、長崎県対馬の上県・下県両郡下の種牡牛総頭数一七頭のうち、七頭が朝鮮種であり、同じく壱岐島においても、壱岐・石田両郡の種牡牛九頭のうち二頭が、その他五島列島においても、一、二頭の朝鮮種が種牡牛に選ばれ飼育されている。一般に、繁殖牛飼育農家の卓越する地域では、種付けに対しては強い関心を示し、優良牡牛をその対象にすること

表2 明治期の家畜伝染病（主に牛疫）防疫概史

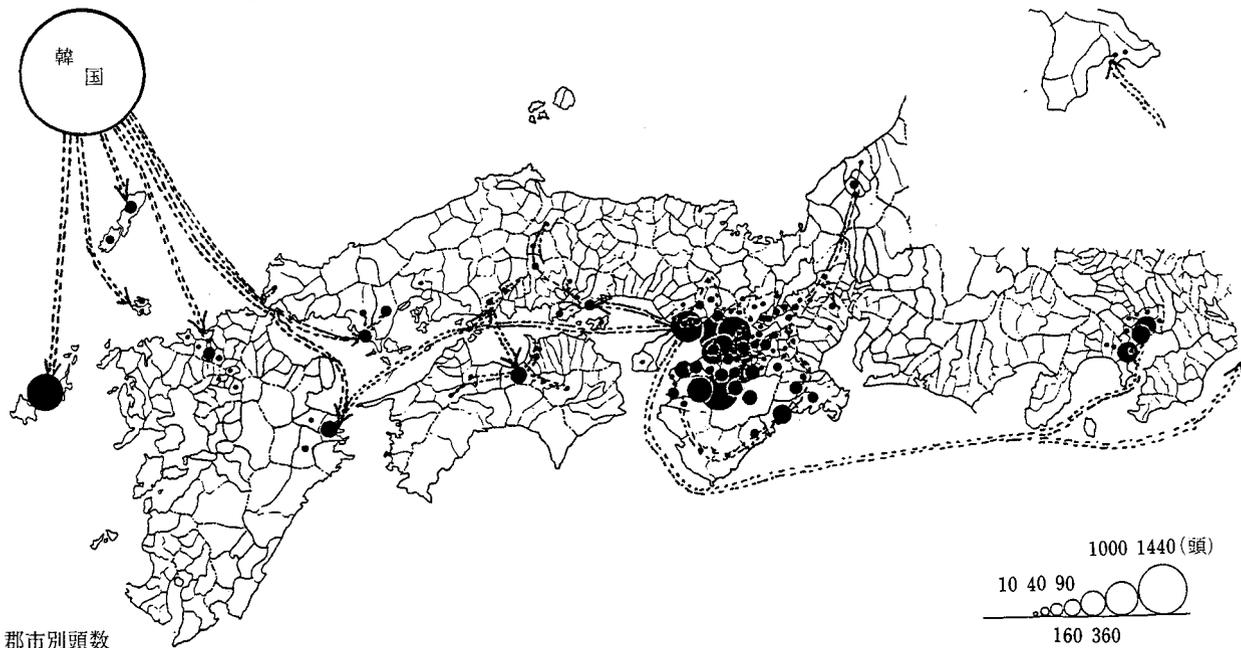
西 暦	明治		
1871,06,07	4	太 政 官 第276号	悪性伝染病予防に関する布告
,06,07		太政官御沙汰	伝染病予防に就き牛皮輸入禁止の
,06,14		民 部 省 第 14号	悪性伝染病予防注意諸布達
,07,05		太 政 官 第329号	リコンドルベスト説の訳文頒布
1873,03	6	太政官布告 第 76号	家畜屍体利用に関する布告
,11,28		大蔵省達 第169号	伝染牛病死亡頭数調査届出の件
1876,02,29	9	内務省達 乙第 20号	牛疫処分仮条例
,03,07		内務省達 乙第 24号	伝染牛疫予防法並斃死後処置に關
1886,09,15	19	農商務省令 第 11号	獸類伝染病予防規則
,09,15		農商務省告示 第 18号	獸類伝染病予防規則ニ關スル心得
1887,02	20	陸 軍 達 第 23号	軍馬伝染病取扱規則
1889,05,13	22	農商務省令 第 6号	獸類伝染病予防規則一部改正
1896,03,29	29	法 律 第 60号	獸疫予防法
1897,01,07	30	農商務省令 第 1号	獸疫予防法施行細則
,09,20		農商務省令 第 18号	牛疫検査規則
1900,01,22	33	農商務省令 第 5号	牛疫検査規則の改正
1904,05,06	37	農商務省令 第 6号	牛疫検査規則の改正
1906,04,12	39	農商務省令 第 11号	牛疫検査規則の廃止 獸疫検査規則
1908,07,22	41	農商務省令 第 16号	獸疫検査規則の改正
1909,07,10	42	韓 国 法 律 第 21号	輸出牛検査法
1915,04,29	大 4	勅 命 令 第 1号	朝鮮獸疫予防令
,07,26	正	總 督 府 令 第 76号	朝鮮移出牛検査規則

資料、山脇圭吉『日本家畜防疫史』文永堂書店、1939. 等より作成

から考えて、この地域の飼育農民に
より朝鮮牛の優秀性・経済性が認識
され、高い評価を得ていたものと判
断される。

ちなみにこの種牝牛の四割を朝鮮
種が占めるといふ高い比率を示す対
馬の上県・下県兩郡下では、既に明
治三三年（一八九〇）当時、兩郡下
の牛総頭数三二四三頭のうち六〇六
頭が朝鮮種であり、雑種を含める総
頭数に占める朝鮮種の割合は、約二
割余りに達している¹⁵。このよう
に朝鮮半島に近い長崎県下の島嶼地
域では、輸入朝鮮種の種牝牛飼育が
数多く見られる。

日本国内において牛疫が大流行し
た明治二五年当時、朝鮮半島では釜



郡市別頭数

- | | | | | |
|---------------|---------------|----------------|--------------|--------------|
| ①大阪府西成郡(956) | ②長崎県南松浦郡(794) | ③和歌山県伊都郡(779) | ④兵庫県神戸市(592) | ⑤大阪府東成郡(528) |
| ⑥和歌山県那賀郡(351) | ⑦大阪府大島郡(351) | ⑧奈良県葛上郡(218) | ⑨東京府芝区(213) | ⑩大阪府住吉郡(194) |
| ⑪東京府荏原郡(192) | ⑫三重県北牟婁郡(192) | ⑬神奈川県久良岐郡(189) | ⑭愛媛県宇摩郡(157) | ⑮大分県北海郡(155) |
| ⑯大阪府日根郡(145) | ⑰奈良県吉野郡(141) | ⑱奈良県高市郡(140) | ⑲大阪府河内郡(119) | ⑳奈良県宇智郡(117) |

図2 朝鮮牛輸入経路と牛疫による死亡・撲殺頭数(明治25、26年)

資料、農商務省農務局『牛疫調査』等により作成

山港、元山港および仁川港との三港が開港されていた。そのうち日本への主な朝鮮牛積出し港・釜山港から、同年八、九月中に輸入された生牛二二一頭は、表1の通り⁽¹⁶⁾、二二隻の帆船で、最短距離に位置する対馬を最多とし、九州の筑前や豊後、瀬戸内の周防や備中にも運ばれ陸揚げされている。一隻の積載頭数は、一七・五頭平均ではあるが、近距離に位置する対馬からの帆船は一般に小型で、運搬頭数が三、四頭から二〇頭足らずであるが、遠距離にある備中玉島からの和船は四二頭の朝鮮牛を積み込み陸揚げしている。そして、輸入されたこれらの多くは後述の牛疫流行に関する引用記述の通り、陸揚げ港の地元で売買・取引されている。

一方、この時期の家畜検疫制に関しては、表2の通り明治四年六月七日付けの太政官第二七六号による「悪性伝染病予防に関する布告」及び同日の嚴原藩に対する太政官御沙汰により、はじめて海港検疫の濫傷の規定が設けられたものの、同六年の牛疫大流行を未然に防ぐことが出来なかった。そして、同九年の内務省達乙第二〇号「牛疫処分條約」及び農商務省令第一一号「獸類伝染病規則」（明治一九年九月一五日）でも、国内的な防遏対策として評価出来るものの、この「獸類伝染病予防規則」には、問題となる外国からの病毒侵入の防止に対する検疫等の条項がなく、外国からの伝染防毒侵入に対する海港検疫が、不十分であったことが指摘出来る⁽¹⁷⁾。

この時期の朝鮮生牛の取引・流通経路を知るには、牛疫発生地とその流行経路からそれらを把握する事が可能である。国内でのこの時期の牛疫流行は、明治六、七年の大流行と同二五、二六年の流行とが良く知られているが、後者の牛疫発生は①朝鮮半島・大陸から直輸入し陸揚げされた港・地先、朝鮮牛等輸入牛を取り引きする牛宿・牛馬市場等、②陸揚げされた港から国内の朝鮮牛取引・流通路やそのターミナル地点等において牛疫の発生が見られる。図2により朝鮮牛流通経路を検討したい。

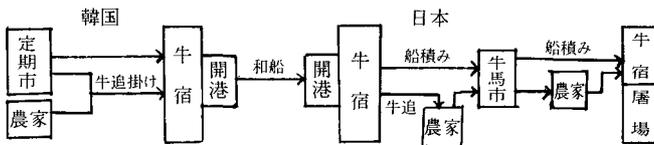


図3 朝鮮生牛流通機構概念図

農商務省農務局編「牛疫調査」によると、初発地は、長崎県下で「九月上県郡ニ於テ発病一頭斃死一一頭、南松浦郡ニ於テ発病一八頭斃死一二頭撲殺六頭、上県郡病原八同郡豊八島善七同郡西泊村山原万作下県郡南室村原田勝右衛門並広島県人真田辰五郎等カ輸入シタル朝鮮牛ヨリ発生シタルニ在リ⁽¹⁸⁾」とするが、この長崎県下の牛疫は、対馬、壱岐及び五島等の島嶼地域に限られ流行し、他府県への伝染はない。

ついで牛疫発生地の福岡、大分両県では、いずれも同年一〇月一六日とされている。福岡県下の牛疫発生の原因については、「本年九月初旬上座郡杷木村字池田平位常次郎ナル者朝鮮国ヨリ同地産ノ牛十二頭購入之ヲ那珂郡安村大字今光藤喜一へ販売方依頼……一頭ハ同郡岩戸村大字後野へ一頭御笠郡筑紫村大字原田へ一頭ハ同郡御笠村大字阿志へ一頭ハ夜須郡中津村大字吹田一頭ハ同郡安野村大字高場等ノ五箇所へ販売……⁽¹⁹⁾」とし、他府県への伝染はない。

問題は、大分県下の牛疫流行である。つまり、前掲図2の通りこの大分經由で兵庫、広島に伝播した牛疫が、大阪を中心にした関西地方での牛疫流行の原因となった。つまり、大分県の牛疫発生は、「去月(九月)中旬朝鮮ヨリ県下北海部郡下ノ江港ニ到着ノ日本船同国牛廿四頭ヲ積ミ来レリ但渡来ノ途次馬関近海ニ於テ一頭斃死セリト云フ該輸入牛着港ノ節九頭ハ業既疾患ニ罹リ居リシモノニシテ上陸後終ニ斃死シ健牛モ亦從テ之ニ感染シ次テ死亡シ今僅ニ五頭ヲ余スノミ但シ五頭ノ朝鮮牛ハ今日ニ至ルモ感染ノ模様ナシ右輸入牛ヨリ同村ノ和牛ニ感染シ之レカ為メ斃レシモノ十八頭ノ多キニ上レリ……⁽²⁰⁾」とあるが、その伝染地域は、北海部郡の他一郡に留まった。しかし、「九月三十日大分県ヨリ類似牛疫ニ罹リタル牛九月十九日十一頭尾ノ道ニ上ケ内五頭ハ船中斃死二頭ハ

積戻シ四頭ハ汽車ニテ神戸ニ送ル旨ノ電報アリ……⁽²¹⁾」とある様に、他府県へ牛疫に罹病した和牛（豊後牛）を仕向けた結果として関西地方での牛疫流行を引き起こしたとされる。

ついで乳肉需要の多い大都會の東京では、「十月六日府下芝区白金今里町共有屠獸場ニ牽キ来リタル一小牛アリ疾病ノ兆候アリシヲ以テ屠殺ヲ停止セリ……或ハ朝鮮牛ニシテ已ニ牛疫ニ感染シ居リタルニアラサルヤノ疑ナキ能ハス……⁽²²⁾」とある。ただ、隣の新潟川県下の牛疫は、「本県下牛疫發生ノ原因ハ詳ナラスト雖兵庫府県神戸ヨリ輸入シタルモノナラン⁽²³⁾」とされ、他府県への傳播はないとされている。

この時期の朝鮮牛取引・流通機構は、図3のような概念図が描けよう。つまり、基本的には、朝鮮半島での生牛積出し港でも、日本での陸揚げ港においても海港検疫は行われていない。この時期の牛疫侵入に対する防疫対策は、朝鮮半島での牛疫流行についての釜山港駐在の総領事からの連絡により、随時朝鮮生牛・牛革輸入を禁止するやり方であった。また、明治期から牛馬商の鑑札は、比較的容易に入手出来るようになった為に、明治一〇年代後半頃、長崎県対馬、壹岐島や山口・福岡・大分県下での「朝鮮通い」の牛馬商人は著しく増加した。その一部の商人が、いわば「冒険商人」よろしく牛疫の危険を知りつつも帆船による朝鮮渡航を企て、朝鮮牛皮・生牛を安く入手し、各出身地の港に陸揚げしその周辺地域で新たな販売先を開拓したものと推察される。

また、この時期、韓国からの輸入生牛・皮骨類の公認された陸揚げ港は、横浜、神戸、長崎の他七港（北海道・小樽、富山・伏木、山口・下関、福岡・博多、長崎・厳原、鹿見、佐須奈）であるが、その他密輸による陸揚げ港の存在が推定される。これらの中で朝鮮半島に近い下関港は、明治八年（一八七五）、上海航路の定期船寄港地となり、同一六年に特別輸出港に指定され、翌年対韓貿易の拠点港となった。そして同二四年（一八九一）には大阪商船が下

表3 韓国の日本および露国への輸出港別生牛頭数

	露 国		日 本				日本 輸入 頭数	韓国 輸出 頭数
	元山	城津	釜山	群山	仁川			
明治25年	133	0					133	529
26	111	0	810				921	1,057
27	48	0	1,321				1,369	1,463
28	0	0	309				309	342
29	46	0	760				806	990
30	0	0	678				678	950
31	24	0	884		総数(うち日本)		908	1,269
32	1,064	0	409		155	141	1,628	1,630
33	2,279	0	1,271		2,053	543	5,603	5,633
34	3,380	1,592	1,272		496	494	6,740	13,611
35	5,194	67	520		17	13	1,287	6,552
36	2,793		663	21	46	28	783	3,599
37	63		1,303	13			1,379	1,805
38							—	4,221
39	(露国輸入頭数)						—	10,646
40	5,578						19,787	30,859
41	6,570						18,060	24,630
42	9,432						2,493	11,925
43	17,059						1,309	—
44	17,508						2,152	
45	3,150						(3,697)	

資料、韓国貿易年表、農商務省農務局『第二次牛疫調査』などによる。

関・赤間関港を停泊地とし、同二七年(一八九四)に赤間関港湾の一部をなす彦島沿岸の江之浦に検査所が開設されている²⁴。この下関港は、明治初年以來の朝鮮半島・中国大陸への侵略政策下において、本土縦貫鉄道の起・終点、朝鮮への連絡要点という地理的位置から、その重要性が指摘される²⁵。この時期港湾改修、築港等による港湾形成とその機能を拡大している²⁶。

この時期、下関に在住する道森万次郎氏は朝鮮牛輸入業の先駆者的役割を果たした。つまり、道森紋平(文久元年生)の長男として下関市園田町(現在の本町一丁

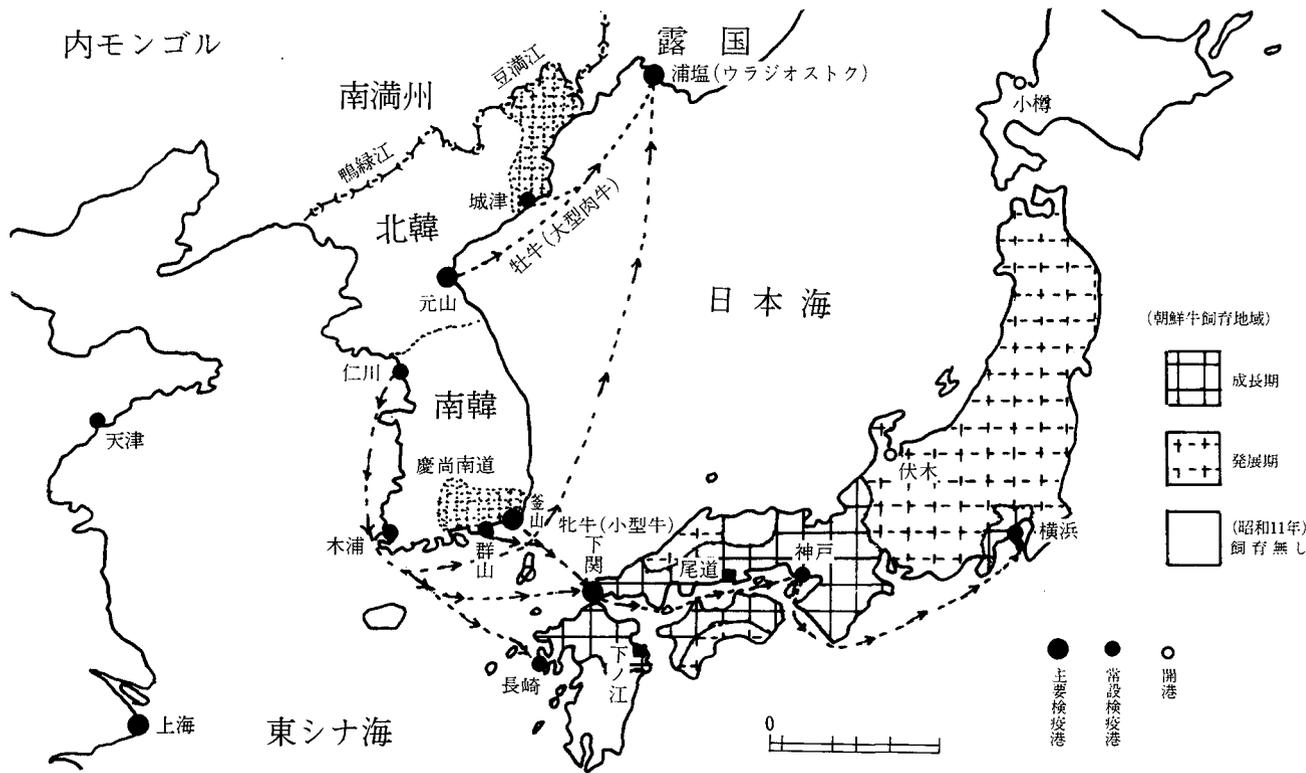


図4 朝鮮牛の輸出・移出経路と日本における朝鮮牛飼育地域の拡大

目)に生まれた万次郎(天保一三年)は、明治維新高杉晋作の奇兵隊の伍長を勤めた人物で、農耕のかたわら牛馬商を兼ね、明治半ば頃から自ら渡鮮し、買付けにあたり、生牛七、八頭ずつ和船に積んで自らも同船し一週間がかりで下関に輸送した²⁶。當時を偲ぶに、「明治二十七年一月一日 火葬 朝鮮生牛三九頭靈 大日本牛疫流行ス庁官ノ命而火葬ス 道森万次郎」の書き写しが現存する。また、大分県北海部郡下ノ江村の朝鮮通いの牛馬商人・佐藤伊佐五郎について、彼の報恩記念碑²⁷によると、「故佐藤伊佐五郎翁、資性温厚仁慈ニ富ム明治一八年牛馬売買業ヲ始ム。同三十六年本郡同業者組合成立以來其組合長ニ推薦セラレ在任廿余年是ヨリ崎朝鮮牛輸入ノ方法ヲ研究シ奮然志ヲ決シ衆ニ卒先シテ朝鮮各地ヲ歩獵シ或時ハ暴風激浪ニ九死一生ヲ得或時ハ牛疫發生以テ屠殺ノ悲境ニ遭遇シ其倒産ニ瀕スルコト再參ニ及ビシモ翁ノ意志ハ確固トシテ毫モ屈境スルモノニアラズ常ニ人事ヲ尽シテ天命ヲ待ツノ覚悟ヲ以テ年々数百頭ヲ輸入シテ三十年ニ及ビ功績益偉大ナルヲ信ス……」とあり、当時の朝鮮生牛輸入に先鞭をつける苦勞、また牛疫による損害などを克服し、いわゆる豊後朝鮮牛²⁸の基礎を築いている。これらの朝鮮通い牛馬商は、対馬・杵岐島をはじめ北部九州・山口、瀬戸内沿岸地域の港を基地にし少なからず居住し、成長する者もいた。

(二) 成長期—明治二九年から同四二年—

この時期の朝鮮半島からの生牛輸出をめぐっては、表3の通り日本と露国とで、若干の輸入頭数に年による多寡は在るものの、基本的にはこの露領浦塩(ウラジオストック)と日本とが相半ばした関係にあり、図4は韓鮮国の輸出向け生牛飼育地域が、北韓と南韓との二天供給地域への分化を意味している。北韓から露領へ食用牝牛(大型牛)が元山や城津両港を中心にして輸出され、一方では南韓から日本向けに二歳牝牛(小型牛)が釜山港から輸出されるといった関係が見られる。

つまり、日露戦争後の「日本ニ向ケ輸出スルハ主トシテ釜山付近ノ海港ヨリ積出スルモノニシテ本邦居留民ノ手ニテ買集メテ九州、中国及四国地方ニ輸送ス。輸出港ハ釜山、仁川、馬山トス下関檢疫所ニ於テ聞ク所ニ依レハ右ノ外巨済島、蔚山、南海島、統営、キサン港等ノ各地ヨリ入港スルモノアリト云ヒ馬山ニ於テ聞ク所ニ依レハ日本船ニシテ慶尚、全羅沿岸及其属島殊ニ固城、統営、泗川、南海島、普州、牧場、巨済、比珍島、長蛇島、龍華島等へ木材、燐寸、甘藷等を積来リ帰航ノ際活牛ヲ積込ミ密輸入ヲナスモノ少ナカラスト云²⁹」とあり、朝鮮生牛は、釜山港から和船積みになされ、一隻で多くは三〇頭、少なくとも一〇頭程度が搭載され、馬関（下関）、厳原などで檢疫後、解放され、おもに九州、中国及び四国の諸県、特に山口、岡山、広島、大分や長崎諸県がその主な陸揚げ地となっている。

明治四〇年（一九〇七）四月から獣疫検査業務を開始した福岡県港務部の報告書³⁰によれば、四月から八月までの僅か五ヵ月間で、朝鮮生牛が、六二二七頭、馬八頭、豚三頭の他、牛皮九万四六二一斤、羊皮一四〇〇斤等や牛骨四六万五〇四二斤等の輸入実績が掲載されている。この輸入朝鮮牛の特徴を性別と年齢構成で見ると、性別では、牡牛が圧倒的に多く総数の九九・七%を占め、また年齢別では一、二歳の子牛が六二・一%と多くなっている。

つぎに同じ資料から朝鮮牛の積出し港及び陸揚げ港について見る。最大の積み出港は、釜山港で八一・四%、ついで馬山浦九・二%、群山、仁川、木浦、崑着洞、生口港その他四港を含む一一港が名を連ねている。国内での陸揚げ港には、九州、中・四国地方の二〇港が記載されている。これら輸入朝鮮牛の陸揚げ港の中で、最多の五一三四頭つまり総数の八二・〇%を占めた下関市が、独占的地位にあり、ついで大分県北海部郡津組村、同県同郡白杵町同じく下ノ江村が多く一五六頭、一四八頭、一一四頭を数える。その他は、香川県高松市（一〇七頭）、高根県温泉津町

(九六頭)、福岡県小倉市(六九頭)、香川県和田浜村(六四頭)、大分県青江村(六三頭)の諸港であり、これら諸港は、例外的に日本海の壱岐島高津村(一二頭)での陸揚げが見られ他はいずれも瀬戸内海と豊後水道に臨む港である。これら陸揚げ二〇港で見限り、明治二〇年代での主な陸揚げ地としての対馬や壱岐島の名前が見あたらない。この変化が、この時期の大きな特徴として指摘出来る。

さらに、明治期において最大の輸入頭数を記録した明治四〇、四一年の両年では、輸入頭数は一万五〇〇頭余りに達する。しかしながら同四一年の日本国内での牛疫大流行によって、三三〇〇頭余りの斃死・撲殺頭数を記録し、二八万円余りの国費の他に、莫大な損害を被り、大きな不安と疑問を牛飼者に与えた³¹⁾。この結果、日本国内での朝鮮牛を嫌悪する傾向が、農民や輸入業者間に広がり、四二年に輸入頭数は、著しく減少し、前年比の僅か一割余りの二〇〇〇頭にしかすぎなかった。これまで比較的順調に伸びてきた朝鮮牛輸入もこの同四一年の牛疫大流行の為に一大頓座を来した。

この期の輸入頭数の増加は、「近来山陽道の東部なる尾の道(備後)姫路(播磨)等の畜牛市場に於てすら韓牛の多数を見るに至り、其取路益々拡張するの実況を呈せり³²⁾」と朝鮮牛飼育地域の拡大をもたらしした(前掲図4参照)。この様な朝鮮生牛の輸入増加の一因は、日韓関係の上では、日露戦争後に韓国は日本の統監政治下となり、日韓二重繋留検疫制が可能となり、本格的な牛疫予防対策を実施したことである。韓国側の事情は、生牛輸出は輸出額から見ると、米、大豆に次ぐ第三位の地位にあり、この生牛の日本や露国への安定的な輸出が緊急の課題であった。ちなみに、生牛輸出の金額が、牛皮の輸出額を上回り、生牛輸出を安定したものに転換する必要が韓国側にあり、また日本側には、国内の牛肉需要の拡大と農耕用朝鮮牛の飼育上の有利性が認識され、朝鮮牛輸入を要請する国内事情も存

在していた。日本主導での釜山港に設置された輸出牛検査所³³は、明治四二年八月に開所した。約一万坪余りの敷地に、五棟の牛舎を建て、一時に三〇〇頭収容可能な繋留検査所である。一方、明治三七年以後は日本側の陸揚げ検査港は、山口県下彦島村福浦検査所に一本化され、ここを経由しての輸入・移入となった。

この時期の開港検査港は、牛疫発生の度に検査に関する以下の通りの省令公布がなされ、公認陸揚げ港が減じられ、限定された為、その位置がしばしば変わることとなる。つまり、農商務省告示第八号（明治三一年四月四日）によりこれまでの公認陸揚げ港のうち七港³⁴が「獣疫予防法」の第一五条により、韓国からの生牛・牛皮等の輸入禁止となり、ついで農商務省告示第九号（明治三二年四月五日）では、「韓国内地ニ牛疫流行スルニ付同国ヨリ牛畜及其ノ皮骨類ヲ搭載シ来ル船舶ニ対シ明治二十九年法律第六十号獣疫予防法第十五条ニ依リ明治三十一年四月五日ヨリ左ノ三港ニ於テ検査ヲ施ス但同国釜山港本邦領事ノ検査證ヲ有シ他ノ有病地ヲ經ス直港スルモノニ対シテハ特ニ其ノ検査ヲ省略スルコトヲ得 神奈川県下横浜港 兵庫県下神戸港 長崎県下長崎港」と僅か三港のみに朝鮮牛の輸入陸揚げ港を限定した。

このような相次ぐ省令公布は、各地で多発する牛疫流行を、海港検査によるつまり水際で防止する為であった。しかし、現実には釜山にある帝国領事館の明治三二年四月の報告³⁵にある次の指摘を考慮する必要がある。つまり、①四月中の本邦輸出頭数は、五五頭で三月に較べ一層の減少であること、②その原因には、単に北朝鮮地方での牛疫発生ではなく、本質的には四月四日を以て農商務省告示第八号による検査港の制限つまり横浜、神戸、長崎の三港以外の港では朝鮮より生牛及び皮革類の輸入が禁止されたことが主要な原因であること、③多数の渡韓する購買者の多くは、大分及び福岡県民で、従来は輸入した生牛は、対馬に寄港し税関手続きをして地元に戻るといふ順序であった

表4 下関の家畜市場・牛宿別朝鮮牛輸入実績、(明治41年6月～7月)

市場・牛宿名	取引頭数	仕向先郡市名
① 下関家畜市場	417頭数…	豊浦郡、岡山、尾道、姫路
② 道森万次郎宅	220頭数…	丸亀、尾道、淡路、岐阜、姫路
③ 韓国家畜株式会社	136頭数…	豊浦郡、岡山、熊本
④ 福浦家畜市場	145頭数…	北海郡郡、広島、福岡県下、豊浦郡

資料：農商務省農務局『第四次獣疫調査報告書』、410～415頁より作成

のが、今回は長崎港か神戸港に迂回寄港を余儀なくされる為に、多くの日数と費用がかかること、さらに④商取引の機会を失い、しかも生牛の健康を損なうこと等を指摘している。さらに、翌月の報告でも、「大分、愛媛、高知、山口及び対州地方の者は、農商務省よりの牛畜検疫の告示発布以来指定港に於て検疫を受けるため迂回の航路に多数の時日を要し得失償はさるるため爾来一人の渡航者を見る事なく恰も同告示の廃止を待ちつゝあるかごとき有様なり³⁶⁾」とあり、検疫港の少数限定が輸入業者にとつては、大きな問題となり、ややもすれば釜山領事と輸入業者間の癒着をうみ易い状況にあった。

この様な、状況下で「牛疫検疫規則」(農商務省令第五号、明治三十三年一月)の改正がなされ、さらに検疫港は神戸と長崎両港に限定された。これら両港は牛舎の建設など常設的検疫港としての設備を整えたが、北部九州、四国、中国地方に多く住む朝鮮生牛輸入業者にとつて、この両港への限定はさらに大きな障害となった。しかし、西日本地方の朝鮮牛、京浜地方の乳牛に対する需要の高まりによる、朝鮮半島への「買い」や欧米からの輸入要求を押しとどめることは出来ず、政府は早くも明治三十七年五月に、神奈川県横浜港と長崎県厳原港、山口県下関港の三港を検疫港として追加指定せざるを得なかった。そして、日露戦争に勝利し、韓国との間で第一次日韓協約、第二次日韓協約等の締結により、朝鮮半島での日本人の経済活動が一段と容易と

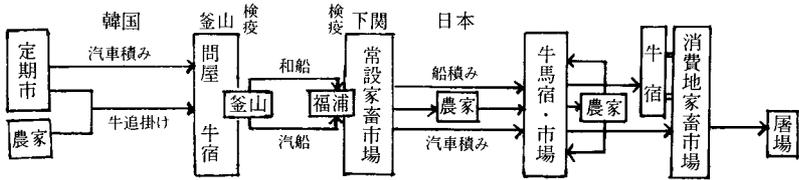


図5 成長期の朝鮮生牛流通機構概念図

なる。

その後、これまでの牛疫検査規則を廃止し、次のような獣疫検査規則が公布された。

農商務省令第十一号 明治三十九年四月十二日

「獣疫検査規則」

第一条 韓国、清国、西伯利亚其ノ他検査官ニ於テ有病地ト認ムル諸港ヨリ又ハ之ヲ

経テ獸類其ノ屍体及骨類其ノ他獣疫伝播ノアル物品ヲ輸入スル船舶ハ検査ヲ

受クヘシ検査ヲ行フ獸疫ノ種類ハ牛疫、炭疽、鼻疽並ニ流行性鷲口瘡トス

第二条 検査ハ行ハ神奈川県横浜港、兵庫県神戸港、長崎県長崎港、同県厳原港、山

口県下関港ニ於テ之ヲ行フ……」

これにより、有病地の明確な指定と五つの海港検査港の指定とに加え、さらに山脇は、①牛疫の他の伝染病についても検査を施行すること、②一定の係留期間を規定（一〇日以内）し、従来の不統一を是正した点の二点についてこの「獣疫検査規則」を高く評価した³⁷⁾。しかしながら、この規則によっても朝鮮半島や中国大陸からの牛疫病毒侵入を防ぐことが出来ず、ついに日韓での鮮牛二重係留検査制を取ることにとなる。

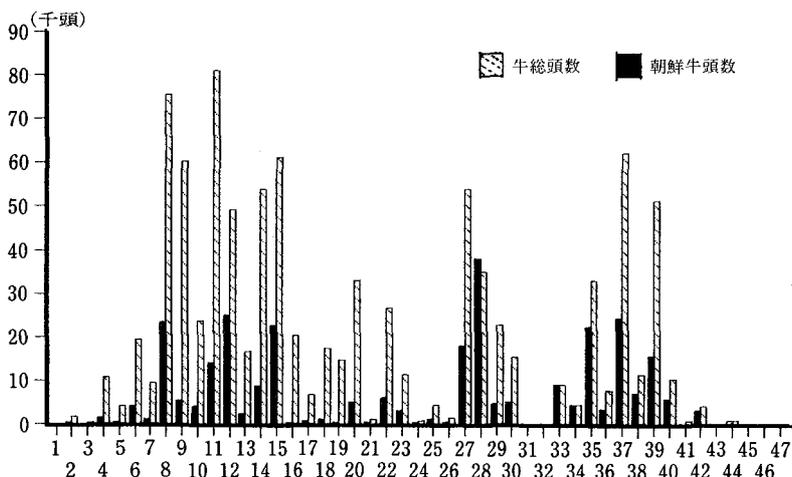
この二重係留検査制では、釜山検査所で九日間、釜山港で積み込まれ二日間程度の船旅ののち、日本の下関市に近い彦島村福浦輸入獣疫検査所において九日間の係留検査後に解放される。この二重検査制の実施により、輸入朝鮮牛のほとんどは、釜山港と下関・福浦

港經由となった。その為に表4の通り、輸入業者によって、下関市内及びその近辺に解放後の朝鮮牛を売りさばく常設の本格的な家畜市場・牛宿が開設され、この地に国内各地から朝鮮牛を求めて牛馬商が参集し、彼らの手で各地に流れて行くこととなった。

つまり、明治三四年山陽鉄道が下関まで開通し、本土縦断鉄道が完成したのを機とし、明治後期からのめざましい鉄道延長は、立牛取引という特殊な商品の大量輸送により距離・時間の短縮を可能とし、家畜市場の統一と拡大に大きな役割を果たした³⁸⁾。この山陽鉄道の開通により、下関が帆船による海路及び陸路の起点としての機能を高め、朝鮮牛の国内取引・流通の拠点としての地位が確立された。

この時期、朝鮮牛の国内取引・流通は、農耕牛としての役目を終えてから肥育され肉牛としての流通するといった二面性を有したことから、年齢により近世的・伝統的な牛馬流通経路と他方新たに形成された肉用屠殺牛（屠牛・食牛）取引・流通の双方を辿ることとなる。つまり、図5のような朝鮮牛（生牛及び屠牛）取引・流通機構を見ることとなった。

この下関に在住する道森万次郎氏は、この時期、商い鑑札「明治三〇年四月一日 諸營業鑑札 第380号 商1 5735号 長門国赤間関市大字関後地村第六番地」及び朝鮮渡航の為の旅券「明治三三年二月一二日 韓国釜山以旅券ヲ朝鮮国へ往復一三カ年有効」とを得ており、恐らくこの三〇年代前半に彼の「朝鮮通い」が軌道に乗り始めたものと推察される。そして、国内での朝鮮牛の声価が高まるに連れ、従来の和船輸送では需要に応じきれず、また海上輸送の危険性も考慮して日露戦争後まもなく五〇〇トン級の専用汽船を購入し、釜山から下関間を一日で輸送した³⁹⁾。このように、朝鮮牛輸入業者は、明治二〇年代より朝鮮牛を求めて海を渡りこの時期に成長した。この取引



- | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 1 北海道 | 2 青森 | 3 岩手 | 4 宮城 | 5 秋田 | 6 山形 | 7 福島 | 8 茨城 |
| 9 栃木 | 10 群馬 | 11 埼玉 | 12 千葉 | 13 東京 | 14 神奈川 | 15 新潟 | 16 富山 |
| 17 石川 | 18 福井 | 19 山梨 | 20 長野 | 21 岐阜 | 22 静岡 | 23 愛知 | 24 三重 |
| 25 滋賀 | 26 京都 | 27 大阪 | 28 兵庫 | 29 奈良 | 30 和歌山 | 31 鳥取 | 32 島根 |
| 33 岡山 | 34 広島 | 35 山口 | 36 徳島 | 37 香川 | 38 愛媛 | 39 高知 | 40 福岡 |
| 41 佐賀 | 42 長崎 | 43 熊本 | 44 大分 | 45 宮崎 | 46 鹿児島 | 47 沖縄 | |

図6 府県別牛飼育頭数と朝鮮牛飼育頭数（昭和11年）

資料、農林省畜産局『第十八次本邦畜産要覧』（昭和14年12月）

に先鞭を付けた下関の道森万次郎氏や大分県北海部郡下ノ江村の佐藤伊佐五郎をはじめ多くを数えた。つまり、明治四一年六月一日から七月一四日までの四五日間の福浦検疫所から開放及び検疫中の朝鮮牛輸入業者及び頭数は、三〇名、一七六九頭でそのうち、業者別に多い順に見ると、下関家畜市場代表の木村傳（五八四頭）ついで道森万次郎で彼は、為朝丸、住吉丸、幸吉丸の三隻の船で五六九頭、彦島福浦家畜市場代表の升田貞吉（一一六頭）、前述の佐藤伊佐五郎は、一〇四頭と上位四名で総頭数の七二%を占めている⁴⁰。個人的な輸入業者ではない木村と升田を除くと、結局は道森と佐藤両氏の成長が特筆されよう。

(三) 発展期—明治四三年以降から昭和

一九年—

さて、明治四一年の西日本を中心にした牛疫

大流行が朝鮮移入牛によるものであった為に、関西地方における朝鮮牛需要地方での牛疫警戒により、同四二年からの四年間の朝鮮牛輸入頭数は、年間二、三千頭程度と低迷した。しかし、同四三年中の「日韓併合」による朝鮮通い牛馬商人らの朝鮮の実状把握が進むに連れ、朝鮮牛移入に伴う危険性が少ないものと判断され一月より増加し、釜山検疫所開設以来で最多の検疫牛頭数（二二月、三三二頭）を記録した⁴¹。そして、翌四四年以降は漸増し、大正三年には一萬頭を上回り、翌年には年間四万頭余りの朝鮮牛が移入された。この著増の原因として、① 朝鮮牛の性能、体質、骨格など優良にして価格比較的廉価なり、② 朝鮮における防疫機関完備し牛疫の危険なきこと、③ 併合後交通、通信その他の輸送機関の備わりたる、④ 内地貨幣を両替するの必要なきことである⁴²。一方、日露戦争に敗れた露国の朝鮮牛輸入は、明治四三年、四四年の両年は、年間約一萬七〇〇〇頭を上回るもの、大正期に入り漸減した。

この時期での朝鮮の主な移出地は、韓国の慶尚南北道で、そのうち釜山鎮が半数を占める⁴³。また、朝鮮牛仕向先は、この時期に多少の変遷がある。つまり、大正初期は常設検疫港で朝鮮牛の陸揚げ地となる下関・山口県が過半、大分県その他試験的な移入が見られたが、大正六、七年で見ると香川県が、二年間で約二万頭（三五・六％）で第一位、次いで山口県一・五万頭（二七・一％）で、広島県（六・三％）、大阪府（四・七％）、大分県（四・四％）、高知県（二・四％）、愛媛県（一・〇％）その他六県を数える⁴⁴。

この様な朝鮮牛仕入れ先府県の変化が見られ、大正八年頃の内地における朝鮮牛の分布について、「朝鮮牛の需要は、従来関西中国四国九州方面に限られたる如き状態にありしも漸次東進し馬の育成使役地たる関東平野に分布し、産馬地を以て誇とせる東北地方に拡布し一面日本海横断行路の開通に依り北陸地方に及び、今や朝鮮牛は全国に治か

らんとする状態にして到る処好評、現に東洋畜産株式会社、大倉畜産株式会社、大東畜産株式会社は専ら移出牛の衝にあたり、その他商人組合、府県農会等の共同購入ありて盛んに内地移入を計れり、就中茨城県の如きは、大倉畜産株式会社の手によりて大正八年中に数千頭を移し其南部地方に於て殆ど牛を以て馬にへんとする計画なり、福島、宮城県下では、牛耕講習会を各地に開催し朝鮮牛使役を奨励しつつある⁽⁴⁵⁾。とある（前掲図4参照）。事実、昭和一年当時には、朝鮮牛飼育頭数は全国牛総頭数の一六%つまり二九万頭に達し、その分布は図6の通り北海道他五県（鳥取、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）を除く四一府県におよんでいる。

さて、防疫体制に関しては、韓国併合により、朝鮮の畜産奨励、家畜衛生の施設も面目一新し、大正四年には、獣疫予防令及び輸出牛検査規則の制定を見る等検査機構にも著しき整備をみた⁽⁴⁶⁾。朝鮮移出牛検査規則（総督府令第七六号、大正四年七月二六日）によれば、

第一条 慶尚南道釜山港又馬山港ヨリ畜牛ヲ内地ニ移出セントスル者ハ其ノ畜牛ニ付検査ヲ受クベシ但シ食用ニ供スル目的ヲ以テ移出スルモノニシテ内地ノ海港ニ到達後内地当該官庁ノ指揮ヲ受ケ直ニ屠殺スルモノニ付テハ此限ニ在ラズ

第二条 検査ハ十八日以上二十日以内畜牛ヲ検査所ニ係留シテ之ヲ行フ……略

とあり、山脇の整理⁽⁴⁷⁾に依れば、①明治四二年以来の二重係留検査制度は廃止、②釜山、馬山両港より内地に移入する畜牛（屠牛を除く）は、必ず釜山検査所で一八日二〇日以内の検査を受けること、③釜山検査所で検査を受けた証明書を有するものについては、内地検査所においては、一応の検査にとどめる、④釜山港以外の諸港より内地検査所に直行するものに限り、そこで釜山港検査と同期間の係留検査を受ければ、移入可能となり、その狙いは、

朝鮮牛移入の円滑化にあった。つまり、従来からの檢疫の原則であった内地港湾での檢疫を、収容設備の拡張経費の点から拡張することなく、朝鮮半島での檢疫港の拡張で対応した。つまり、最大規模の下関港福浦檢疫所でさえ設備収容能力が一回分四二〇頭、係留期間から計算すると一カ月僅か六三〇頭、新しい施設や他の内地檢疫港の長崎、神戸両港においても収容施設能力は小さく、増加する移入頭数に対応出来ない為に、釜山港での一方的移出檢疫を行なうに至った。

ただ問題は、この釜山港での係留檢疫経費が内地の福浦檢疫所に比べ一頭当り、二〇日間で二円七〇銭余り高く、この「朝鮮移出牛檢疫規則」の施行は、朝鮮牛移入業者にとって営業面で著しく不利となる。その為に、下関在住の朝鮮牛移入業者つまり道森や西山外二三名は、せめて従来通りの二重檢疫の継続を請願したが、認められなかった⁽⁴⁸⁾。これら業者にとって、釜山港での係留期間の短縮とすべての朝鮮移出港での檢疫可能とが最大の関心事であった。しかし、翌五年には、移出牛檢疫規則の一部改正がなされ、檢疫方法を釜山、馬山両港から移出（小型牛の南鮮牛）するものについては従来通り釜山港での係留檢疫、元山、城津両港より移出（大型牛の北鮮牛）する場合には健康検査との二種に分けた。そして、同九年三月には、檢疫港での係留期間が一八日間が一二日に短縮され、さらに同一四年には、朝鮮牛の移出係留檢疫が、釜山港以外に、仁川、鎮南浦、元山、城津の四港で可能となり、移入業者に有利な状況となった。

この様に、明治・大正期は、朝鮮牛疫の日本への侵入を未然に防ぐ為に、日本の海港檢疫を整備したが、牛疫の流行を防遏出来ず、朝鮮半島を植民地化し内地並の防疫体制を敷いた。明治四三年時点で、既に五二名の日本人獣医が、原島の提案した国境檢疫の役割の一端を担った。つまり、鴨緑江上の交通を遮断し病毒の侵入を防ぐ目的で、各渡船

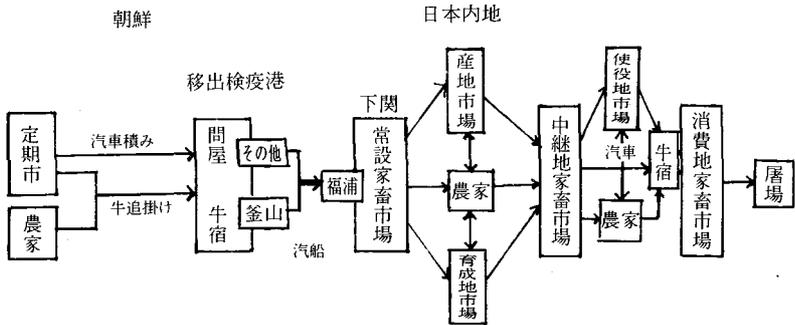


図7 発展期の朝鮮生牛流通機構概念図

場に監視所⁴⁹さらに家畜伝染病の巢窟たる満州等からの牛疫等病毒侵入を防ぐ必要から、特に威鏡北海道地方の牛疫病原地たる間島にも日韓人獣医各一名を配置している⁵⁰。この様に、政府は牛疫の病毒侵入防止の目的をも一つの理由として北鮮警備強化を進める一方で、満州侵略への足がかりを堅め、南満地方に進出し、ついには満州を侵略することとなる。

さて、移入朝鮮牛増加の主因と考えられる朝鮮牛と内地和牛との価格差から得られる輸入業者の利益の動向についてみる。一般的には、生牛の価格は、年齢、牝牡別など個体差によるところが大きい為に、朝鮮牛と内地和牛との価格を比較するには、困難を伴うが、先ず朝鮮牛最大の積出し港・釜山港での価格と日本最大の中継地市場に成長した尾道常設家畜市場の価格を比較し、両者間の価格差の動向を見よう。明治四三、四四年と比較すると朝鮮牛は、一頭当り二一円から二四円、四五年には二八円余りであるに對し、内地和牛のそれは、同期間三〇円から四〇円程度⁵¹であり、両者間の差額は、せいぜい一〇円から二〇円前後である。では、輸入業者の利益を推定してみるに、朝鮮から下関・福浦検査所から開放されるまでの一頭当りの経費は、船賃三円、移出・移入税で四円程度、検査所経費が二円六五銭これに問屋口銭を入れると一〇円から一二円となり、さらに尾道までの輸送費を入れると輸入業者の利益は、せいぜい一頭当り三円前後である。

つまり、「段々朝鮮内地の牛価が騰貴し、今日においては、一頭に付き利益が一円から三円位⁵²⁾」という釜山在住の移出業者の言には、信憑性がある。その後大正期以降、尾道家畜市場での一頭当りの取引平均価格は、大正二年に四二円余りだったものが、同六年には七一円、同九年には一二〇円と高騰したが、釜山港での朝鮮牛の価格は、大正二年で二四円、同六年で四一円余りとなり、日本内地との価格差が大きくなる傾向になっている。内地では、第一次大戦による好況時に牛肉消費量が五万トン余りにも達し、国内生産は限界に達したことから、朝鮮牛の肉用としての移入が増加する。つまり、政府は生牛肉移入を奨励する意味で、大正七、八年相次いで輸入業者に大きな負担となっていた生牛及び生牛肉の移入税を免除している。

この期に、朝鮮からの移入生牛著増によって、内地の牛馬・流通機構が大きく変化した。つまり、朝鮮牛飼育地域が東日本の馬地帯に、また東の東京・横浜。西の大阪・神戸の二大震源地を中心にした肉牛需要の著増に対応した屠場の立地⁵³⁾や肉牛肥育の生産立地⁵⁴⁾等、さらに朝鮮からも肉用牛の直移入を見るなど図7のとおり、朝鮮牛の流通機構は複雑化した。

そして、下関市在住の道森万次郎を中心とする朝鮮牛専門牛馬商人により、朝鮮半島での牛購入先地域の広域化と内地での尾道家畜市場の様な大中継地市場の成長により、その販路がより広域化した⁵⁵⁾。つまり、この期の特徴として①大正中頃に道森を中心に尾道の有力牛馬商四人等で日朝汽船株式会社を興し輸送の高速化と大量化による朝鮮生牛輸送の独占化を図った、②道森万次郎の買子として釜山港に屋敷を構えていた彦島出身の上山や鳴尾、近藤、新潟出身の長島等の連中が、各々独立し問屋となっている、③道森に次ぐ地方の朝鮮通い牛馬商人の成長もめざましい。特に、尾道家畜市場に隣接する場所に居を構え、朝鮮牛専門で成長した木曾⁵⁶⁾や大分臼杵の下ノ江港を舞台に成長

した佐藤等もいずれも支店を釜山港に置き、数名の買子による出買、地元の家畜市場を利用しての販売が見られること等を指摘したい。

五 結 語

本稿は、明治から大正・昭和期における朝鮮半島からの生牛輸入（移入）・取引の展開過程を、牛馬市場の全国的流通網の形成との関連で明らかにしようとした。本研究に利用できる史資料は豊富にあり、しかも多岐に渡り存在することが明らかになったが、それらを十分生かすしきれなかった。明らかにした点は以下の通りである。

明治・大正期に於ける朝鮮牛輸入（移入）・取引の展開は、(1) 揺籃期—明治初年から同二八年、(2) 成長期—明治二九年から同四二年、(3) 発展期—明治四三以降第二次大戦までとの三時期に分けられ、次のような結論を得た。

つまり、第一期・揺籃期には、島国日本が諸外国からの生牛馬・牛皮など畜産物輸入を開始し、新たな疾病、特に朝鮮半島から牛疫病毒の侵入により、膨大な損害を蒙った時期である。その為に、朝鮮牛疫に対し専ら国内の防疫体制整備に力点が注がれた時期である。輸入朝鮮生牛・牛皮は検疫を受けることなく開港地に陸揚げされた。この時期は、輸入朝鮮牛頭数も少なく、僅かに朝鮮半島に近い対馬・壹岐島や五島列島、山口県下関、大分県北海部郡等において主に朝鮮牛の飼育が見られた。これらの地域に散在する“朝鮮通い”の冒險的牛馬商人の居住する港を拠点にしてその周辺後背地域で朝鮮牛が局地的に供給・取引されるか、あるいは不定期的に帆船による他の輸送物資ルートに重なるかたちでの遠隔地的取引・流通が見られた時期と考える。

第二期・成長期は、日清・日露両戦争での勝利を背景にし、朝鮮半島・中国大陸への政治的・経済的侵略を一段と進めた時期で、度重なる朝鮮牛疫の流行により神戸、横浜、長崎、下関等限定された港での海港検疫体制が整備され、国内の農耕牛・肉牛需要の増大による朝鮮生牛輸入の増加した時期である。そして、これら検疫港の中で、日本の朝鮮半島・大陸侵略の前進基地的役割を担った下関において、輸送網の整備により、輸入朝鮮牛取引・流通業者が著しく成長し、この検疫港に在住する取引業者を中心にした業者間の系列化が進展した時期である。

ついで第三期・発展期は、日本が朝鮮半島を政治的・経済的に侵略し、明治四三年八月の「日韓併合」で日本の植民地とし、統監政治から総督政治に変わった時期であり、昭和二〇年八月まで続いた。この間、防疫対策では日本内地並の対策が取られたこと、朝鮮半島において日本人獣医の配置や血清ワクチンの製造所設置及び検疫施設の整備がなされた。特に、朝鮮半島においては原島が主張した露国、満州との国境検疫及び海港検疫では半島の釜山港と、国内の下関福浦港とによる二重係留海港検疫（後撤廃され、釜山検疫所の強化）とが実現し、朝鮮牛疫を防ぐ上で大きな前進であったが、これは日本資本主義の経済的侵略の強化を意味したものである。大正期に入り、危険な牛から安く飼育の楽な牛へと朝鮮牛に対する国内の評価が大きく変化し、移入頭数が年間四、五万頭にも達した。この様な朝鮮生牛輸入・移入の拡大は、陸揚げ港・下関を頂点とする朝鮮牛流通網の形成が日本国内の都市化及び農業集約化の進展と連動したことを意味する。とりわけ、馬地帯の関東平野や自家牛飼育の少なかった讃岐平野等において朝鮮牛飼育地域がこの時期に形成された。

なお、本稿は拙稿『明治期牛疫流行の歴史地理学的研究―検疫制度の整備と朝鮮牛取引・流通―（昭和六二、六三年度文部省科学研究費補助金・一般研究C研究報告書課題番号62580189）』一九八九、七〇頁。の一部を書き改めたものである。

註

- (1) 港湾の立地・機能と形態・構造については野沢秀樹「都市と港湾」『人文地理』三〇―五、一九七八、に良く整理されている。
- (2) 拙稿「産業確立期における家畜市場の立地変動」『福岡教育大学紀要』三三、一九八四、九―三〇頁。
- (3) 勝島仙之介『家畜内科科学下巻』朝香屋書店、一九〇五、によれば「牛疫ハ牛属固有ノ熱性伝染病ニシテ牛属ヨリ他ノ反芻獸山羊羊鹿駱駝等ニ伝染スルモ单蹄獸、肉食獸、鳥類人體ハ決シテ之ニ感染スルコトナシ近時豚ニ伝染シタル实例ヲ報スル者アリモ遠ニ信シ難シ其病毒ノ惨烈ナル家畜伝染病中他ニ比テ見ス一タヒ猖獗ヲ極ムレハ終ニ国家ノ資産ヲ盡スルヲ以テ最モ恐ルヘキ患疾ナリトス」とある。
- (4) 拙稿「瀬戸内海沿岸の大中継地家畜市場の成立過程」『史学研究』一三八、一九七七、四一―六三頁。
- (5) 下元虎之輔『高知県における朝鮮牛に関する研究』一九四六。
- (6) 守田道敏「朝鮮牛」大日本農会、一九二二、八〇頁。
- (7) 拙稿「明治期牛疫流行の歴史地理学的研究（昭和六二・六三年度科研・一般（C）研究報告書』一九八九、九頁。
- (8) 前掲（7）八―一〇頁。
- (9) 山脇圭吉『日本家畜防疫史』文永堂書店、一九三九、五九七頁。
- (10) 明治期で六―八万頭、大正期に五〇万頭前後、昭和期で七三―七五万頭と計算される。これらの公式的数値に対し、密輸や略奪による輸入・移入をさらに一割程度見込加算すると約一五〇万頭となる。前掲（7）5頁では、推定二〇〇万頭に近いとしたが、ここに下方修正する。
- (11) 前掲（9）、五―一四頁。
- (12) 前掲（9）、九頁。
- (13) 前掲（3）、一三四―一三五頁。
- (14) 長崎県立図書館所蔵
- (15) 『長崎県統計書 明治三三年』による。
- (16) 農商務省農務局『牛疫調査』一八九五、一四―一五頁。

- (17) 前掲(9)、二八―二九頁。
- (18) 前掲(16)、一三四頁。
- (19) 前掲(16)、二〇四頁。
- (20) 前掲(16)、三一四頁。
- (21) 前掲(16)、一二〇頁。
- (22) 前掲(16)、三三―三四頁。
- (23) 前掲(16)、一一三頁。
- (24) 下関市史編集委員会『下関市史―市政施行以後』一九七三、一九一頁。
- (25) 前掲(24)、一九二―一九三頁。
- (26) 道森正介『蛙の足あと』一九七五、四二―四三頁。
- (27) 大正一〇年九月に、朝鮮・近藤照治、下関・道森吉藏等を世話人にして大分県臼杵市に建立され現存する。
- (28) 農林省畜産局『畜産発達史本編』一九六六、三五四頁に「朝鮮牛と豊後牛との雑種で、在来牛に比し一段と役用能力に優れていた」
- (29) 時重初熊「朝鮮牛疫並ニ獣疫ニ関スル事項調査復命書」『第二次牛疫調査』一九二二、四三三頁。
- (30) 福岡県「福岡県港務部獣疫検査業務報告」『中央獣医学会雑誌』二二―三、二八―三八頁。
- (31) 農商務省農務局『第二次牛疫調査』一九二二、二四頁。
- (32) 菅沼源之介「韓国の畜牛に就いて」『韓国中央農会報』二二―一、一〇頁
- (33) 朝鮮海峡を臨む慶尚南道東萊府龍璫面牛巖洞に位置し、西川勝藏氏がその所長に任じられた。
- (34) 北海道・小樽、富山・伏木、山口・下関、福岡・博多、長崎・厳原、鹿児島、佐須奈の七港
- (35) 『中央獣医学会報』一一―七、二九―三〇頁。
- (36) 『牧畜雑誌』一五三、四八―五〇頁。
- (37) 前掲(9)、五九―六〇頁。
- (38) 中野正雄『和牛の経済(中国農経資料第一四掲)』、一九五三、一一頁。

- (39) 前掲(25)、四二―四三頁。
- (40) 農商務省農務局『第四次獸疾調査報告』一九二一、四二五―四一八頁。
- (41) 『朝鮮農會報』六一三、一七頁。
- (42) 『朝鮮農會報』七一二、五三―五四頁。
- (43) 『朝鮮農會報』七―三、二四―二五頁。
- (44) 『朝鮮農會報』一五一五、一五頁。
- (45) 前掲(42)、一四―一五頁。
- (46) 前掲(9)、四七〇頁。
- (47) 前掲(9)、四七八頁。
- (48) 前掲(9)、四八〇頁。
- (49) 『朝鮮農會報』七一八、六頁。
- (50) 『韓国中央農會報』三―四、三三二頁。
- (51) 広島県畜産農業協同組合連合会『尾道家畜市場沿革史』一九五七、二三頁。
- (52) 『朝鮮農會報』八一―、二九頁。
- (53) 拙稿「屠場地域史研究」『部落解放ふくおか』三〇、一九八三、五七―一四頁。
- (54) 宮坂悟朗『畜産經濟地理』叢文堂、一九三六、一八三―二〇一頁。
- (55) 前掲(4)、五五―六一頁。
- (56) 前掲(4)、五八頁。